

各 施 設 の 基 準 面 積

施 設 種 別	基 準 面 積	備 考
◎障害児施設 児童発達支援センター (児童発達支援に供するスペースのみ) ・地域交流スペースの整備をする場合	21.9 m ² ×利用定員	
障害児入所施設 福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設 ・100 人以下 ・101 人以上	30 m ² ～100 m ² の範囲内で市長が認めた面積を加算 35.7 m ² ×入所定員 59.55 m ² ×入所定員 59.55 m ² × 100 人 + 29.55 m ² × (入所定員 - 100 人)	
・児童ショートステイ用居室を整備する場合 ・個室を整備する場合 ・強度行動障害児特別支援加算の適用対象となる児童のための居室等を整備する場合 ・地域交流スペースの整備をする場合	16.5 m ² ×利用定員を加算 1 人あたり 6.00 m ² を加算 1 施設 150 m ² を加算 30 m ² ～100 m ² の範囲内で市長が認めた面積を加算	

◎障害者施設 障害福祉サービス事業所 障害者支援施設	21.90 m ² ×利用定員 45.45 m ² ×入所定員	
○療養介護・自立訓練（機能訓練）を実施する場合 ・身体障害者が対象の場合 (入所支援を行わない施設のみ)	加算なし 12.60 m ² ×利用定員を加算	
○生活介護・自立訓練（生活訓練）を実施する場合 ・身体障害者が対象の場合 (入所支援を行わない施設のみ) ・宿泊型自立訓練を実施する場合	加算なし 12.60 m ² ×利用定員を加算 22.35 m ² ×利用定員を加算	
○就労移行支援・就労継続支援(B型)を実施する場合 ・身体障害者が対象の場合 (入所支援を行わない施設のみ)	1.80 m ² ×利用定員を加算 10.80 m ² ×利用定員を加算	
○就労継続支援(A型)を実施する場合	21.00 m ² ×利用定員を加算	
○入所支援又は宿泊型自立訓練を実施する場合 ・身体障害者が対象の場合 ・個室を整備する場合 (入所支援を行う施設のみ) ・障害者ショートステイ用 居室を整備する場合 ・強度行動障害特別処遇事業の ための居室等を整備する場合 ・筋萎縮性側索硬化症(ALS)等居室を 整備する場合	7.80 m ² ×入所定員を加算 1人あたり 6.00 m ² を加算 22.95 m ² ×利用定員を加算 1施設 150 m ² を加算 22.95 m ² ×利用定員を加算	
○地域交流スペースの整備を行う場合	30 m ² ～100 m ² の範囲内で 市長が認めた面積を加算	
補装具製作施設 視聴覚障害者情報提供施設	1施設あたり 150 m ² 1施設あたり 600 m ²	